

# 令和3年春の全国交通安全運動埼玉県実施要綱

## 1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 2 実施期間

令和3年4月6日(火)から15日(木)までの10日間

## 3 統一行動日

- 4月 8日(木) 歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日
- 4月10日(土) 自転車安全利用の日・交通事故死ゼロを目指す日

## 4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

## 5 運動重点

### (1) 全国重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

### (2) 埼玉県重点

横断歩道における歩行者優先の徹底

### (3) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

## 6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。なお、県民の命と健康を守ることを第一に考え、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況を注視しつつ、交通安全意識の向上に努めるものとする。

## 7 主な推進事項

### (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、交通安全教育等を通じて、子供や高齢者等歩行者の安全を確保する。

#### ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・ 保護者から子供への安全教育の推進
- ・ 高齢者事故の特徴を踏まえた安全教育の推進

#### イ 歩行者の安全の確保

- ・ 通学路等における子供の安全確保

### (2) 自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則を活用した交通ルール・マナーの周知徹底を図るとともに、「埼玉県自転車安全利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害保険等の加入徹底及び自転車用ヘルメットの着用促進を図る。

#### ア 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ・ 二人乗りや無灯火、スマートフォン等の使用、飲酒運転等の危険性の周知

#### イ 自転車利用者自身の安全確保

- ・ 自転車用ヘルメットの着用促進（特に高校生を含む子供及び高齢者）

#### ウ 自転車損害保険等の加入の徹底

- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等の加入徹底

### (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

運転者の歩行者保護意識を醸成するとともに、運転免許制度等の周知徹底を図る。

#### ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ・ 横断歩道における歩行者優先等、交通ルール遵守の徹底
- ・ 歩行者に対する思いやり運転の励行

#### イ 高齢運転者の交通事故防止

- ・ 身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育の推進
- ・ 運転免許証の自主返納制度等の周知徹底

#### ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ・ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト等着用徹底の呼び掛け

#### エ 飲酒運転の防止

- ・ 飲酒運転の悪質性、危険性を踏まえた啓発、飲食店等における酒類提供禁止の徹底

#### オ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- ・ いわゆる「あおり運転」に対する罰則の創設の周知、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転の推進
- ・ ドライブレコーダー普及に向けた広報啓発

## カ 二輪車の交通事故防止

- ・ 交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールの周知
- ・ 正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進

### 《埼玉県重点：横断歩道における歩行者優先の徹底》

交通事故死者のうち歩行者が占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要があるが、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。埼玉県では、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるよう、周知を図る。

- ・ 信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの周知、啓発の促進
- ・ 「ひし形標示」など横断歩道の早期発見のための事項の周知と思いやりやゆとりのある運転の促進

## 8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

### ＜自動車・二輪車の運転者＞

- ・ 子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道等を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯させ、夜間の対向車・先行車がない状況では、走行用前照灯（ハイビーム）を積極的に使用しましょう。
- ・ 自動車では全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォン、携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 飲酒運転やいわゆる「あおり運転」は悪質な犯罪です、絶対にやめましょう。
- ・ 万が一の交通事故等に備え、ドライブレコーダーの搭載を検討しましょう。
- ・ 二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、技量に合った運転を心掛けましょう。
- ・ ヘルメットは、あごひもをしっかりと締めて着用しましょう。
- ・ 通勤等で二輪車を使用するときは、ゆとりを持った運転を心掛け、プロテクターを着用して身体を守りましょう。

### ＜自転車の運転者＞

- ・ 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左端を通行しましょう。
- ・ 歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。

- ・ 一時停止標識のある交差点や見通しの悪い交差点では、一時停止や徐行の上、確実に安全確認をしましょう。
- ・ 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用、飲酒運転、いわゆる「あおり運転」は絶対にやめましょう。
- ・ 安全のためにも、幼児、児童には必ず乗車用ヘルメットを着用させ、大人、特に高齢者も積極的に着用しましょう。
- ・ 自転車に乗る場合は、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。

### ＜高齢者＞

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・ 横断歩道を渡る際は、自らの安全を守るため歩行者も手を上げるなど運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載された「セーフティ・サポートカーS」の利用を検討しましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を認識し、自身の運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

### ＜家庭＞

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 子供が普段利用する道路等の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。
- ・ 子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を徹底させ、高齢者が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を勧めましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 高齢ドライバーがいる家庭では、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載された「セーフティ・サポートカーS」の利用や運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 「ながらスマホ」、「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないため、飲酒のリスクや帰宅方法等について話し合う機会を設けましょう。

### <学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・ 歩行中も「歩きスマホ」等の危険な行為をしないよう指導しましょう。
- ・ 二輪車を利用する高校生に対しては、事故の危険性やリスクについて理解させるよう指導しましょう。

### <職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、従業員に子供や高齢者の行動特性等を理解させ、付近を走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転をするように指導しましょう。
- ・ 飲酒の機会があるときは、事前に飲酒運転は絶対にしないよう、タクシーや運転代行の利用、ハンドルキーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を改めて従業員に指導しましょう。
- ・ 飲酒後、道路でのふらつき、寝込み等で事故にあわないよう、飲酒同席者同士で声を掛け合いましょう。
- ・ 二日酔い等による飲酒運転を防止するため、アルコール検知器を活用しましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう指導を徹底しましょう。
- ・ いわゆる「あおり運転」は厳しい処分があることを周知し、絶対にしないよう指導しましょう。
- ・ 二輪車通勤者に対しては、ゆとりを持った出発やプロテクターの着用等、通勤途中での交通事故防止に努めさせましょう。

### <地域>

- ・ 町内会などの各種会合の機会を活用し、地域内の危険箇所の周知や高齢歩行者の死亡事故の特徴、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室を行うなど、地域の交通安全意識の向上を図りましょう。
- ・ 交通安全教室等を実施する際には、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、感染防止対策の徹底、オンライン会議システムの活用など、実施方法を十分検討しましょう。
- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校等が密接に連携し、地域ぐるみでの子供を見守る活動等を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。

#### <事業者>

- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や手前での一時停止など、横断歩行者の優先を率先して実行しましょう。

#### <飲食店等>

- ・ 車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・ 飲酒した人に運転させないように、タクシーや運転代行等の利用を徹底しましょう。
- ・ デリバリーサービス等を利用して飲食物等の配達を依頼する場合は、配達中の安全運転について呼び掛けるようにしましょう。